

## 第5回印西市補助金等評価委員会会議録

平成25年9月13日（金）  
印西市役所4階 41会議室

開 会 13時30分

出席委員 藤澤進委員長、神沢學委員、関川弘和委員、深堀哲夫委員、増田葉子委員

欠席委員 なし

担当課 （農政課）岩井主査、川村主任主事、鈴木主事

事務局 武藤課長、坂巻副主幹、鈴木主査補、稲富主事

傍聴者 1名

事務局 ただ今より、第5回補助金等評価委員会を開会いたします。印西市補助金等評価委員会設置要綱第6条の規定により、委員長が会議の議長を行うこととなっておりますので、藤澤委員長よろしくお願ひいたします。

委員長 それでは議題の（1）補助金の評価についてですが、まず農政課所管補助金の農業経営基盤強化資金利子補給補助金について要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 農業経営基盤強化資金利子補給補助金につきましてご説明いたします。この補助金につきましてですが、基本的なことから申し上げますと、この資金というのは政府系の金融機関であります日本政策金融公庫から貸し付けられる資金でございます。認定農業者のみに貸し付けられる資金でございます。印西市ではこの制度が開始された平成7年から平成10年の間に融資された資金について継続して利子補給を行っており、平成24年度の決算額といたしましては23万7千3百32円の利子補給を行っているところで、件数については5件でございます。それからこの資金につきましては先ほど認定農業者しか借りられないということで、平成10年度以降は利用されている方がいないといった状況でございます。現在、利子補給を行っている利子についてでございますが、制度が年を経つにつれて変遷しており、平成10年度は政策金融公庫が設けた基準金利がございまして、この金利につきましては固定金利で年3.5%となっております。その3.5%に対して原則2%に引き下げるという記載をしておりますが、引き下げ分について国、県及び市で利子の助成を行うという契約で貸し出された資金でございます。原則ということに記載しているのは、印西市の場合

2%ではなく、農家の負担が2.5%ということになっております。現在の融資残高ですが、7,265万円でございます。説明は以上です。

委員長 説明が終わりましたので、順次質問させていただきます。

委員 農業関係はあまり詳しくないので、初歩的な質問になってしまいますが、事前に2つほど質問させていただいておりました、前回の評価委員会で指摘された点についてチェックされているという回答をいただいておりますが、そもそもこの強化資金というのは何に対して使われているのか、どの様な効果があったのかということをお聞かせいただきたいのですが。

担当課 制度の趣旨でございますが、効率的、安定的な経営体の育成に資するため、農業経営基盤強化促進法等の農業経営改善計画等の認定を受けた農業者に対して、計画に即した規模拡大その他の経営展開を図るのに必要な長期低利資金を日本政策金融公庫から融通するものであり、国、県、市町村において利子助成を行っているものです。認定農業者に対して、農地の拡大であるとか、経営の施設等、農業規模を拡大するために金利の優遇措置がある資金の貸し出しを行うという趣旨でございます。

委員 強化資金の使途というのは交付要綱で決まっているのでしょうか。

担当課 これにつきましては農業経営改善関係資金基本要綱というものが国で定められており、その中で資金の使途等が定められております。一般的なものといたしまして設備資金、それから設備資金以外の資金については細かく分けられておりました、今回市が補助している経営体につきましては、施設、機械の整備に要する資金に対して利子補給を行っております。

委員 これは今後どのようにしていく予定なのでしょうか。調書には補助金交付の終期の目途に記載がありませんが、補助金を止める予定はないということでしょうか。

担当課 国の制度に基づいて行っている補助金制度でございますが、現在どうなっているかということをお知らせすると、印西市の案件というのは金利が高い時の案件でございます、それに対して農家の負担を軽減するために補助を行っていきましようという趣旨だったのですが、現在は基準金利ではなく変動金利になり、景気の低迷により金利自体が非常に低くなっている状態でございます、返済期間によっても異なりますが金利が概ね0.55%から1.2%程度の中で貸し出しが行われている状況です。今申し上げましたとおり、現在は、市や県で利子補給を行う必要がない状況となっております、会議などでもこの補助制度が必要なのかといった話も出ております。今後、この制度を廃止している自治体もございますので、景気の状態いかんによっては廃止も

視野に入れ検討していきたいと考えております。

委員 現在の状況では、制度を廃止しても問題はないということですか。

担当課 周辺市町村の動向を踏まえながら検討していきたいと考えております。

委員 基準金利と基本金利という文言があるが、どの様な関係にあるのかお伺いしたい。原則は基準金利ですか。現在は、変動制という説明がありました。

担当課 基準金利は3.5%で固定されておりましたが、現在はありません。

委員 平成22年度から貸付金利が基本金利と同水準となるよう変更されたとありますが、基本金利というのはどういうものなのでしょうか。

担当課 基本金利というのは、財政融資資金法に基づいて政府が財投債、いわゆる国債の発行によって金融市場から調達した資金に係る利率が、ここでいう基本金利となっております。

委員 政府が国債等で借り入れする際の金利のことを基本金利とっていて、それと同じ数字になるように補助金の金利を設定しているということでしょうか。そうではないのでしょうか。基本金利と同水準になるようにという意味は、印西市はコンマ5%を補給していますよね。同水準となるようにというのは何%を目指しているのでしょうか。変動金利ですから、市中から借りる金融機関によって変わりますよね。

担当課 変動金利に移行してからは貸し付けの案件がございません。

委員 案件がなくても、市としては毎年利子補給を行っていますよね。これは過去の融資に対しての利子補給ということでしょうか。

担当課 6件とも過去の貸付に対する利子補給でございます。貸付された当時の利率がずっとそのまま適用されております。

委員 新規の融資はなくて、過去に基準金利で借りたものに対して、その利率が2.0%になるよう市や県で利子補給しているということですね。

担当課 そのとおりです。

委員 資料を見ますと市が0.25%となっておりますが、実際は0.5%補給しています

よね。それはどういうことでしょうか。

担当課 3.5%という固定金利がございまして、県と市で0.25%ずつ、国が1%を負担し、残りの2.0%を負担していただくこととなっております。

委員 0.25%ずつという体制だったのですね。今は0.5%補給していますよね。倍になっている理由は何でしょうか。

担当課 利子補給を市が農家に対して行う際に、市が0.5%利子補給させていただいておりますが、そのうち県から0.25%の補助を受けているという事でございます。

委員 それでは資料に記載してある数字が誤っているということでしょうか。

担当課 申し訳ございません。資料に記載させていただいた数字は、あくまで原則2%という事で記載させていただいたものでございます。

委員 農業者の実質負担が2.0%になるように利子補給しているという理解でよろしいのでしょうか。

担当課 原則としてはそうなのですが、印西市で申し上げますと、その時の状況により補給の率が変動している、これは県にも確認しておりますが、原則はあるけれども印西市は当てはまらないという事で、補給する%に変動があるという事です。実際に印西市で借りられた場合は、固定3.5%に対して実質農家負担が2.5%になるような補給率で国、県、市が補給をしていたという事です。

委員 その中で市の負担というのも変化しているという事なのですね。0.25%ではなく0.5%等に行っているという事ですね。

担当課 すみません、表現が非常に難しいのですが、印西市の場合で申し上げますと、国が0.5%、県が0.25%、市が0.25%となっております。

委員 まだよく分かりませんが、あまり生産的ではないですね。この辺で質問を終わらせていただきますが、補給の率が原則と変わっていて、今はこの0.5%を補給していると。そして新規の案件は無しで、どんどん減少していると、そういう状況なのですね。

担当課 その通りです。

委員 それではそういう事で理解しておきます。次の質問、これはハルディン社のことで

すが、ずっと同じところに補助をしているのですか。

担当課 はい。

委員 ハルディン社の役割というのは、どの様な役割なのですか。

担当課 市の利子補給につきましては、ハルディン社の他にも認定農業者の方、2経営体に補給しております、トータルで資金を借り入れて利子補給をしている件数が5件という事でございます。

委員 日本政策金融公庫が1件で、公庫の融資がハルディン社という事ですが、このハルディン社はどの様な役割を担っているのですか。

担当課 市の認定農業者、これは農業基盤経営基盤強化促進法の手続きによって市が認定した農業者で、花卉の生産、販売、加工をしている会社でございます。

委員 ハルディン社自体が生産者ということでしょうか。

担当課 はい、そうです。ハルディン社は農業生産法人でございます。

委員 ハルディン社がここに記載してあるようにハウスやロボットを設備投資するときに借り入れた資金に対し利子補給しているという事ですね。

担当課 その通りです。

委員 ハルディン社の他にこのような会社は何社かあるのですか。

担当課 現在、市の認定農業者として50経営体を認定しております。そのうち法人が10経営体、個人が40経営体となっております。

委員 分かりました。そういうところで利子補給をしているのは、公庫の場合ハルディン社だけというのはどういった理由なのですか。

担当課 それぞれの経営体において、設備投資するに当たっては金融機関から資金を調達して投資を行っていると思いますが、この農業経営基盤強化資金以外の資金を借り入れたり、農協の資金を借り入れたり色々な選択肢がございます。

委員 たまたまハルディン社がこの制度の活用を希望したという事ですね。それと、5番

目の質問で印西市以外で行う事業についての補助金を、何故印西市が出すのかという所について、もう少し詳しくご説明いただきたいのですが。

担当課 ご質問の5番目のところで回答させていただいているとおりでありますが、農業経営基盤強化資金をハルディン社が受けたいと、その手続きをして、利子補給が決まりました。その当時の市の判断といたしまして、千葉県と長野県で整備する計画で、その2つを切り分けて考える事はできないという判断がございまして、一体として利子補給を行ったという事でございます。

委員 しかし、やっている事業所は別々ですよ。千葉と長野ですので分かれていますよね。場所が分かれていますのであれば切り離して考える事は可能ではないでしょうか

担当課 ハルディン社の本社が印西市にあるという事で、このような判断に至ったのではないかと推察しております。

委員 市民の税金を補助金として出すのに、今の説明では少し疑問があります。以上です。

委員 この資料を見て明らかな事は、利子補給を申し込む企業が非常に少なくなってきているという事です。これを今後続けていくのかどうかについてお伺いします。

委員 市として利子補給をさせていただいている案件は現在5件でございます。平成7年度から平成10年度にかけて資金を借り入れた認定農業者に対して利子補給をさせていただいているわけですが、認定農業者制度というものが平成5年の農業経営基盤促進法の法改正により新たに制定されたものでございます。そこで国として効率的かつ安定的な農業経営を目指す農業者に対しては、資金を融通して利子補給していこうという制度で始まったもので、制度創設当時はこの資金を利用し経営を発展させてほしいという事がありました。この融資制度以外にもいろいろな資金の調達方法があり、そちらの資金を借り入れている農業者も多い状況でございます。この制度を活用するに当たっては、手続きにかなりの時間を要する事もございまして、農家が資金を借り入れたいと希望されてから融資決定まで概ね2カ月から3カ月かかってしまう事もございまして、中々認定農業者の方が融資を受ける、今すぐ借りたいという時に、地元の農協の資金を借りたほうが早い等の理由で、農業経営基盤強化資金を借りて拡大などをしている農家さんが平成11年度以降いらい少ないというのが現状なのですが、制度として国も基本的な要綱を定めておりますし、近隣の市町村においても先ほど担当から説明しましたとおり、廃止している所はございませんので、印西市としても国の制度がある限り制度としては残していきたいと考えております。

委員 今回ご説明があった農業経営基盤強化促進法に基づくこの補助金制度、政策金融公庫が行っている融資、これは現在も行われているのでしょうか。

担当課 認定農業者であれば現在でも借り入れすることが可能です。

委員 その際新規に借り入れるときの金利は何%なのでしょうか。

担当課 借入の期間にもよりますが、0.55%から1.2%でございます。

委員 その辺りなのですが、資料を見ますと2.35%ですか、過去の融資の利率は3.5%の固定金利が無くなって、今は2.35%になっているということですか。

担当課 現在補給している方の利子につきましては、固定金利となっております。

委員 固定金利のままなのですか。今新規で借りれば0.5%で、市が利子補給をしなくてもいい、大体、今の政策的な金利というのは0.5%程度ですから、それを当初の借入時の契約で固定金利にしているのでしょうかけれども、制度上難しいのかもしれませんが継続して県と市から公費が支出されているという事が果たして適切なのでしょうか。この制度が継続することが、先ほど国の制度がある限り制度としては残していきたいと考えているというお答えがありましたが、一般的に今新規で借入した場合は金利が0.5%でほとんど無金利ですと。同じ商品を低利率で借入できるのであれば、普通は借り換えましょうという事になると思うのです。住宅ローンとかの感覚で見ても。そういう事はできない制度なののでしょうか。だから利子補給を続けているということでしょうか。

担当課 平成7年度から平成10年度の間に資金を借り入れた方に対して、当時の市が利子補給しますよという約束の下に、借り入れた認定農業者が毎年償還されているという事ですので、当時借り入れた者に対して現在手続きを取って利子補給をさせていただいているという事でございます。また、先ほどもお話させていただきましたが、この資金を借りて経営を拡大しようとする農家が十数年いない、相談は昨年1件あったのですが、違う資金、もっと農家に有利な資金がありますので、そちらの資金を借りていただくような話をさせていただいた事もございます。

委員 過去の借り入れを借り換えるというような事は制度上不可能なのですか。

担当課 借り換えできるかについて確認はしておりませんが、ハルディン社は繰上げ償還をしておりますので、借り換えの手続きが可能かということについては確認をさせていただきたいと思っております。

委員 制度を使用してずっとやっていくものに関して継続して利子補給しなければならないというのは当然なのですが、通常の経営感覚でいえば高い金利のものは借り換えていくものです。経営に有利なように経営者というものは考えるはずで、借り換えが許されない制度なのであれば利子補給をしていく意味はありますが、市として公金を投入しているわけですから、そういった借り換えが可能なのか確認すること、そしてもしそのような事が出来るのであれば、そういった指導をしていく事、それが必要なのではないかと思います。ですからそれをぜひお願いしたいと思います。もしも制度上借り換えが不可能であるならば、利子補給をしているので、その時に投資した設備について、経営の中できちんと活かされているのか、印西市の農業経営基盤を強くするために活かされているのか確認すべきであると思いますが、その辺りの確認はどの様にされているのでしょうか。

担当課 ただ今のご質問については、委員への回答の中で簡単に記載させていただいておりますが、法に基づいて農業者の方が認定農業者の認定を受ける際には農業経営改善計画の提出をすることとなっております、そちらの計画の中に経営の規模の状態や生産方式の合理化、経営管理の合理化などが記載されております。その内容について市だけではなく、県の担当者や農協の方にも計画の内容を精査していただき、計画通りに融資を受けた方が農業経営されているかを判断していただいております。また、農業経営改善状況調査という調査をしております、そういった調査でも確認をさせていただいているところです。

委員 それは確認する組織体があるという事ですか。金融機関や、印西市として。

担当課 認定は市が行うのですが、資金の借り入れについては金融機関に審査をしていただいたり、市の特別融資制度推進会議という会議で審査をしたり、資金の計画についてはそういった場で審査を行っているという事でございます。

委員 そこはきちんと補給を行うための調査をしているという事ですね。

担当課 はい。

委員 分かりました。以上です。

委員長 それでは、私から若干質問させていただきたいと思いますが、この制度ができたときは、おそらく金融危機の状態にあって、貸し剥がしもありましたし、中小金融機関等もかなり厳しい経営状態の中で、中々資金を貸し出してくれないために公的金融機関である日本政策金融公庫がそのような役割を果たしたのだらうと推察しますが、現

時点では財投改革も進みましたし、市場が低金利の時代になってきておりますので、この融資制度については使命を終えたのかなという感じがいたします。ただ、この制度を使う意味としては25年ですか、長期間借りるというところにメリットがあるような気がします。民間の金融機関ですとなかなか貸出期間が短い、10年位経てば返済しなければならないから、貸出期間が長いという事がおそらくメリットであろうという事になっているのでしょうか。ですから、新規に借りる場合には、安い民間金融機関を利用すればよいわけですから、この制度を新規に使う事はあまりないでしょう。過去の利用分については約束があるわけでしょうから利子補給しなくてはならないのですが、お聞きしたいのは、県外施設分についてで、県外施設分についてはなかなか市民としては納得できない所があるのですが、県補助金も県外施設について対象としているのでしょうか。

担当課 県補助金は対象外となっております。

委員長 印西市だけが県外施設に対して補助を行っている。だとすれば少し異様な感じがします。長野県にある施設を千葉県がやらないのに印西市だけが補助するというのはなかなか市民としては、理解に苦しみます。それは、やはり長野県の施設のある市町村が補助を行うべきであるという感じがします。もちろん公的金融としては本社ベースで市町村の分け隔てなく融資を行うのですが、印西市としては、一定の節度をもった補助を行わなければならないのではないのでしょうか。今後、新規にこのような案件があった場合には、認められないと思います。以上です。

委員長 それでは、25農業近代化資金利子補給補助金について、要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 農業近代化資金利子補給補助金ですが、農業近代化資金を借りる方の利子に関して補助をしています。先程の農業経営基盤強化資金利子補給補助金と違いますのは、認定農業者でなくても借りられる資金です。実績になりますけれども、24年度につきましては、115万7千552円の利子補給でございます。こちらについて、現在継続している件数は11件でございます。過去の補助率等の見直しを行ったことがあるかですが、調書になしと書きましたが、補助要綱の3ページの「農業者の実質負担金利を金融市場における金利動向に応じて想定される融資機関の農業向け一般貸出金利（以下「基準金利」という。）に100分の50を乗じた率（少数第3位以下切捨て）から県規則及び県要領による県利子補給率を引いた率」と書いてある欄ですが、この100分の50というのが、合併前は旧印西市は3分の1になっていまして、どう違うかといいますと、改正前の方が利子を補給する額が多いということになっていました。以上で説明を終わります。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 資料に印西市の利子補給率が1.07%とか1.0%とか書いてありますが、現在の利子補給している率は100分の50なのですか。

担当課 これは合併する前の旧印西市のものになります。

委員 合併前の利子補給割合は、どれくらいありますか。借入した金額に対して何%を補助しているのですか。

担当課 計算式に当てはめるようになりまして、旧印西市だと基準金利に3分の1をかけて、県の利子補給率を引いた分を補給していました。

委員 県と市併せて3分の1ですか。市が何%負担して県が何%負担しているのか。疑問は、金融機関が高い金利の資金を借入れさせた方が利益が大きくなるのではと思うのですが、事前質問の回答だとそんなことはないということですが、本当にはないのですか。回答では、農業近代化資金等の金利改定により、元の借入利率が決まると書いてありますが、金融機関は、ほぼ利率が違いますよね。これだと一律で決まるということですか。

担当課 金融機関が農業近代化資金を貸し出す金利というのは、金融機関ごとに違うのではなくて一律でございます。その情報は変更される度に県を通じて市に通知がきます。

委員 それは国の法律で決めるのですか。

担当課 近代化資金融通法で決められています。

委員 審査というのは、県で行っているのですか。県が了解すれば自動的に印西市も了解ということですか。市としては、その案件が適切かどうかは審査していないのですか。

担当課 資金借入する計画が適正かどうかという審査は、市が設置している特別融資制度推進会議で認定いたします。利子補給の承認審査は、県が行っております。

委員 そうすると、事業そのものは、市で承認しているということですね。

担当課 市が事務局をやっているのですが、生活金融公庫や農協等の関係団体で組織されず審査会で審査をします。

委員 審査会で審査をして通った案件を県に持って行って利子補給をお願いするという  
ことですか。この投資によってどの位経済的効果があるのかというのは審査項目の中  
に入っていますか。

担当課 経済効果というより、その貸付が適切かどうかという審査になります。

委員 一種の投資ですよ。投資資金を農家が銀行から借りる時に利子を補給するわけ  
ですから。その投資をもしやらなかった時、または前回した時よりも工夫してどうい  
う効果があるかというのを考えないのでしょうか。例えば品質が良くなるとか出荷時期  
が早くなるとか、形式さえ整っていればいくらでも出すということなのですか。

担当課 基本的に農家は、金融機関に経営改善資金計画書、借入申込書等を出して、それ  
を受けた金融機関が市の特別融資制度推進会議に対して資金計画の審査の申請をして  
いただきます。市が認定しますと、金融機関は県が毎月開催しています近代化資金利  
子補給の審査に申請します。県が審査して、最終的には、県が金融機関に対して承認  
して、金融機関が農家に融資可否の通知をするという流れになっています。平成22  
年度以降は新規の案件がございませんので、資金計画書の具体的な内容の中に今、お  
話のあったようなことが書かれているかどうかについてははっきりしないのですが、  
委員の質問の答えにとしては、把握していないというのが現状です。

委員 平成22年度に急に金額が大きくなっていますよね。何故ですか。

担当課 平成22年に2件利子補給しているのですが、1つは、J A西印旛で直売施設を建  
てて、それに対して近代化資金をJ A西印旛が借入したことに伴う利子補給で、もう  
1つはハルディン社が花卉の種苗代として資金を千葉銀行から借入れたことにより  
増えています。

委員 補助金として出す際に、どういう効果を狙っているのか、これを投資したことによ  
って何年くらいで回収できるのか、それが結果的には市の発展というか財政に向いて  
くるのでそういうことも入れて審査してもらって、かつ、定期的でいいですけどモニ  
タリングする制度を考えていただけないかと思います。

担当課 近代化資金を貸付けた場合は、県の規則によりまして、貸付の調査というのが行わ  
れます。先程お話した22年度の融資の増えている分のハルディン社とJ A西印旛に  
つきましても現地に行ってどういった形で整備されているのか、それから貸付けた金  
融機関に県と市の担当者で行って書類の確認をさせていただいておりますので、近代  
化資金を貸付けた場合は、そういったことを手続き上行うことになっています。

委員 先程の2件の他にどういった案件があるのでしょうか。こんなに大きなお金の利息が動いているので、偏った所で利用していることがないかということが質問の趣旨なのですが。

担当課 近代化資金を借り受けたという希望を持った農家に対して資金を貸付ける場合に近代化資金の利子補給をさせていただいておりますので、偏っているという認識はありません。

委員 24年度利用された方が11件ということですが、いつまで続くのでしょうか。農協の融資制度等と比較して使う方もいると思いますが、どちらが有利ということもあるのでしょうか。

担当課 今、市で近代化利子補給させていただいているのは11件ございまして、融資をした金融機関に対して利子補給することになっております。千葉銀行、西印旛農協、JAバンク千葉の3つに利子補給させていただいているのですが、11件の中で一番古い案件が平成9年度です。平成9年度に1件、10年度に1件、11年度に2件、12年度に1件、14年度に1件、17年度に1件、19年度に2件、22年度に2件になっております。市の条例の施行規則により融資をした金融機関に対して市が利子補給する場合は、契約書を取り交わして手続きを取っております。過去、融資したものに対して市は、利子補給していますので、毎年償還すれば件数が少なくなっていくまして24年度では、4件がなくなりますので、利子補給の件数も25年度は7件になっております。

委員 なくなるというのは、融資が完了するということですか。

担当課 借入した資金の返済が完了するということです。

委員 借りやすさはどうですか。

担当課 公的資金の借入は、手続きの期間がかかって審査も繁雑でございますので、22年度以降は新規案件がない状況で先程もお話させていただきましたけれども、地元農協の営業資金だと申請すれば1、2週間でお金が借りられまして、金利も低金利で融資を受けられますので、そういう簡単に融資を受けられる所に農家がいってしまっているのかなと思います。

委員 利子補給の仕方は、農家にとって有利なものになっているのか。

担当課 近代化資金や先程審議いただいた農業経営基盤強化資金がありますけれども、この

他にも国の制度資金というのは、いろいろございます。新規就農者に対する資金であったり、農業改良資金であったり、いろんなメニューがありますので、農家の実情に合わせて1番効率的で良い資金を活用されていると思いますので、ご審議いただいている近代化資金も件数は少なくなってきましたが、今後、新たに設備投資をしたいという農家のためには、一番一般的な資金ですので、市としては、この制度を残していった農業経営がうまくいくように支援していきたいと思っております。

委員 この制度についても借り換えが可能なのでしょうか。

担当課 この資金について、借り換えが可能かどうか確認をしておりませんので、調べて改めてお答えさせていただきます。

委員 私達が知るということよりもそういう有利なことを農家の方にいち早くご紹介できるような体制であってほしいです。そうしないと、金融機関側からいうと、高い金利で貸していて利子補給されるからいいわけですね。商品としては、競争して低金利のものを出しているわけですから金融機関だけ変な言い方ですが儲けさせているような形にならないように市として注意していただきたいと思います。

委員長 利息を払えない、延滞扱いのものはあるのでしょうか。

担当課 印西市においては、その事例はなく、皆さん予定どおり償還額を返済しております。万が一そういうことがあった場合は、手続きのもとに適正に執行することになっています。

委員長 適正にということは、仮にそういう事態になった時も、利息は払うということでしょうか。

担当課 利子補給の算定上、そういったものはカウントされないと思います。

委員長 金融機関を3機関に絞っていますけど、理由はあるのですか。印西市には、他にもあると思うのですが。

担当課 農家が自分でお付き合いしている金融機関が3機関だったわけで、市からこの金融機関で近代化資金を借りて下さいということはお話ししていません。

委員長 結果的に3金融機関だったのですね。この他の金融機関でも良いのですね。

担当課 どの金融機関でも問題ございません。

委員長 先程お話のあった22年度に増えたのは、西印旛農協とハルディン社ということですが、西印旛農協は自分達の金融機関から借りたのですか。そういう場合はどのような進め方になるのでしょうか。

担当課 西印旛農協が直売所を整備した時には、正式な名前で行いますと当時の千葉県信用農業協同、JAちばバンクから近代化資金の融資を受けています。自分の所からではございません。

委員長 自分の所は認めないよということですか。

担当課 そうです。

委員 近代化資金というのは、事前質問の回答の中にもっとも一般的な資金であると書いてありますが、いろいろな資金の中で、この資金はどういう位置付けなのでしょう。この補助金を設定した目的やいつまで続くのか疑問なのですがいかがでしょうか。

担当課 この資金については、農業経営の改善、そのために必要な農業器具、設備を整備して拡充したいという農業経営を目指す意欲と能力のある経営者等に対して金融機関が長期間、低金利で貸し付ける資金でございます。一番利用されている資金ということで一般的と書かせていただきました。

委員 特に用途は決まっているのですか。

担当課 用途は細かく決められております。様々な資金がある中で、それぞれの用途がありまして、近代化資金につきましては、例えば農業機械の取得であるとか家畜の飼料、肥料というようなものには使えますが、農地の取得といったものには使えません。先程ご審議いただきました農業経営基盤強化資金につきましては、農地の取得も使えます、それぞれ用途が決まっております。

委員長 他に質問ありますか。無いようですので、これで終わりにします。ありがとうございました。

委員長 それでは26、輝け！ちばの園芸産地整備支援事業補助金について、要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 それでは、説明させていただきます。調書の方には補助金名として、輝け！ちばの園芸産地整備支援事業補助金と書いてありますけれども、その下に書いてあるのです

が市から農業者に対して交付する際の補助金の事業名は園芸産地生産力強化支援事業という名称でございます。本事業の目的としましては、多様な消費者ニーズに的確に対応できる産地の確立を図るため、高品質で安定的な農産物の生産販売するための体制整備、例えばビニールハウス、簡単な直売施設、そういったものを整備する農業者に対して補助金を交付するものでございます。印西市の農業の状況でございますが、印西市は都市と農村が共生するまちでありますことから、直売形式による販売が多く見られる状況でございます。いわゆる市場出荷に対しまして直売という販売方法は、農業者から見た場合に自分でいろいろな設定ができることや、顧客を確保することにより売上、利益の増大につながる一方で、高品質な農産物を安定的に生産されることが求められております。本事業の実施につきまして、そういった高品質、安定生産に取り組む農業者等を支援することによりまして、経営の向上や市内の地産地消の推進や農地の保全を含めましてそういった効果が期待されるというものでございます。この事業ですけれども輝け！ちばの園芸産地整備支援事業補助金というのは、県の事業でございます、その事業を活用しまして農家が機械等を整備するときに県の方から事業対象経費の4分の1以内、市から事業対象経費の4分の1以内を上乗せしまして、最終的に補助率2分の1以内という形で市から農家へ支出する補助金でございます。終期が定められておりまして、県の事業でございます輝け！ちばの園芸産地整備支援事業が平成23年度から25年度までの県予算に係る補助金になっておりますことから今年度をもって終了となる予定でございます。以上でございます。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 今年度で終わってしまうというのは、単に前から決まっていたからなのでしょうか。

担当課 市から交付する場合の園芸産地生産力強化支援事業につきましては、今年度要綱を整備しまして予算措置をしまして、先程説明しましたとおり県の事業として終了するので今年度で終わるということですのでけれども、23年度、24年度というのは、県の事業を活用した農家からの要望、申請がなかったということで、来年度以降については、県も予算編成の方針がまだ定まっていませんのでわからないのですけれども、そういった状況を含めて市として対応の検討を進めていくという状況でございます。

委員 23年度、24年度は結果が出ていないということですね。

担当課 23年度、24年度に関しては市として事業を実施しておりません。要望は何件かありましたけど、要件に見合う申請のできる事業がなかったということです。

委員 何ででしょうか。宣伝のせいでしょうか。呼びかけに対してやろうという人がこの案件には出てこなかったのでしょうか。

担当課 要望につきましては、23年度に2件、24年度に5件ございました。そのうち実施されたのは今年度の1件でございます。事業を実施する上で、ある程度の要件が定められております。例えば、機械など施設もそうですが整備するに当たっては新規に導入するもののみでございますので、仮に今持っていて古くなったから買い替えたいというものは、対象にならないということであったり、ハウスを整備するうえで1,000㎡以上の整備でないと対象にならないとか、新たに機械を導入するに当たって下限面積、作物を栽培している面積が一定以上でなければ対象とできないというような要件が県で定められていますので、それに合致するものが、今年度1件のみであったということになります。

委員 せっかくこういう機会を市民に与えられるというような制度の1つなので、この補助金制度がなくなってしまうのはもったいないような気がするのですが。まだ続けるということもあっていいのではないのでしょうか。例えば要件の見直しをすることでかようなことをして、この制度の継続を図っていくということもあっていいように思うのですが。それに値しなかったということになるのでしょうか。

担当課 最初にもご説明しましたけれども、この事業というのは県の事業に対して要望する農家の方に、県から補助金が4分の1出るのですけれども、それに対して市として更に4分の1を上乗せするという形をとってしまして、農家が県の事業を要望する上で要件が合致しなかった、先程申しました面積が足らなかったというようなことがありましたので、申請できませんでした。来年度以降につきましては、県から来年度の輝け！ちばの園芸産地整備支援事業の要望調査が7月にきておりますが、必ずしもこれと同じ事業が来年度に約束されているということではなくて、もし今年度と同じ内容で事業が実施され、予算が確保された場合には、どれくらい要望がありますかというような調査でありました。同じ事業が続けば市としても支援をしていきたいと考えております。

委員 県の要件をなくしてもう1回トライするというようなやり方はできるのでしょうか。

担当課 23年度中に要望されている農家が1件あります。なし栽培の農家で、農薬を散布するスピードスプレーヤーという専門的な機械なのですが、価格が5百万円位するものです。それを要望したところ、その機械を導入するには4万㎡の面積を目標に掲げていないと補助金として認められませんということでした。その時に農家も私も思いましたが、4万㎡やっている農家は印西で1,2件しかいないということで、あまりにもハードルが高すぎるので、事業の説明会がある時に県に要望として現状を伝えているところでございます。

委員 わかりました。実態に即した制度になるように、これからも県に要望してほしいと思います。

委員 補助金の流れはわかったのですが、先程おっしゃっていた園芸産地生産力強化支援事業に今度変わるわけですね。この補助事業は、名称が変わるということですか。名称は変わるけど内容は同じということですか。

担当課 この調書に書かれている、輝け！ちばの園芸産地整備支援事業補助金というのは、今回補助金等評価委員会を開催する上で、この事業が対象になりますということで事務局から連絡がきたものでございまして、実際に市としての手続き上の名前としては、園芸産地生産力強化支援事業補助金ということで農家との手続きは行って、輝け！ちばの園芸産地整備支援事業補助金というのは、県の補助金の名前で、それも同時並行で手続きを行っているということです。

委員 県の輝け！ちばの園芸産地整備事業補助金は無くなりますけど、市が用いている名称の園芸産地生産力強化支援事業補助金については、継続するということですか。同じ内容で県の補助もあって継続するということですか。

担当課 あくまでも農家が県の事業を活用する時に市が上乘せをしますという補助事業でございまして、一旦25年度をもって終了となる予定でございまして。そして新たに県の方でまた違う名称の事業ができた時にはそれに応じて市としても要望に応じて進めていくというところでございます。

委員 ハードルが高すぎて申請はあるのだけれど要件を満たさないので補助金が出せませんというものがありましたということですが、来年度からの県の補助事業で継続された場合はどうしますか。市として要望していただけていいですか。

担当課 例えば市単独で機械、施設に対する補助を整備するに当たっては、当然、我々担当課の考えもあるのですが、市財政の面からもあると思いますので、今後の県、国の事業がどのようなものになるのか注視しながら検討したいと思っております。

委員 方向的には県の事業に市が上乘せ補助をするのであれば、市が単独で地域の実情に合った補助制度を入れていくべきだと思います。実情にあっていないものに上乘せしても意味がないので制度として継続するのであれば方向性としては、積極的に市の単独補助事業にしていく着眼で来年度はやっていく方がいいのではないかと思います。

委員 県の考えもあるのでしょうけど、印西市として、こういうところに補助していきべきだというのがあって然るべきだと思っていて、そういう意味で先程の農業近代化資

金利息子補給補助金とはどの辺が違うのですか。重複している部分があるのですか。それともまったく違う対象ですか。

担当課 最終的な農業経営の向上という意味においては、同じ目的をもった補助金であるとは思いますが、これは機械整備に要する経費の一部を補助するもので、先程の農業近代化資金金利息子補給補助金に関しては、経費の補助ではなくて、お金を借りた時の金利息子補給であります。

委員 それはそうですけど、金利息子補給の方も対象が決まっていますよね。そういうところで重複していませんかという質問です。

担当課 機械の整備、ハウスの整備というところでは、どちらも対象となります。

委員 わかりました。市のビジョンをしっかりとしてほしいと思います。

委員 農業の復興を図りたいと、いろいろなものを打ち出して、何とか利用してもらいたいということだと思のですが、それにも関わらず23年度、24年度は、実績が出ていない、回答だと要件を満たすものが出ていないということですが、印西市の案件が要件を満たしていなかった、他の市ではあったということですか。

担当課 印西市においては、事業自体が25年度から始まったということで23、24年度はないということですし、近隣の市ではいくつか事業を実施したところがあると聞いております。例えば白井市であれば梨の産地ということで、梨の防災網や果樹棚を整備したりしているようです。

委員 そうすると、先程から議論に出ているように適応できるか、取り下げというよりは、23年度と24年度は印西市は、他市と比べて遅れたということですよ。農家がやりましょうって手を挙げるのか、それとも行政が引っ張っていくものなのかということ後の方かと思うのですよね。

担当課 対象としては、主に認定農業者、その他に3戸以上の農家の集まりになるのですが、認定農業者につきましては市で、認定農業者連絡会議を開き、この事業ですと県から担当者呼びまして事業の内容の説明をしていただいている状況です。もちろん、農家が機械を買う時に補助してもらいたいというのは当然のこととは思いますが、なかなか要件に合わないというところがありまして実施が少ないということでございます。

委員 印西市の実態として、適応はしないということですかね。それと、事前の5番目の

質問で、実際に補助金を支払う時の手続きですが、事業完了後というのは、年度末ですか、どういう時期ですか。

担当課 例えば、今年度実施を予定しております梨につきましては、ちょうどそろそろ梨の収穫時期が終わり、農家も少しずつ余裕が出てくるということで、9月中に申請等の手続きを受けまして、実際に着工するのは、11月頃、予定としては年末、年始早々に事業を完了してその後の手続きに入るという順でございます。

委員 どういう資料、結果報告を出してもらって仕上がりとなるのですか。

担当課 業者からきた請求書、振り込みをした資料の写し、今回果樹棚を整備しますので、県と市の担当者で現地を見て完了検査等を行います。

委員 現地確認をして、支払った確認をしてその金額で支払い金額を決めると。予算のとおり出るとは限らないですね。今後は、計画等を作って進めていってほしいです。

委員長 ベースとなるのは、県の計画だと思いますが、県としては、この地域はどのようなものを生産したい、あるいは印西市としては、このようなものを推奨していきたい、というような県あるいは市のそれぞれの計画は、あるのでしょうか。

担当課 県の計画は把握していませんが、印西の農業の特徴としては、少量多品目で1つのものをみんなで同じ作り方で作るのではなくて、それぞれがいろいろな時期にいろいろな品目をいろいろな販売方法で売っているという状況でございますので、そういった特徴を活かして地産地消であったり他県の大産地と大産地の間を攻め込むような作り方をして販売につなげていくとか、そういったことで農政課としては、事業を進めているところでございます。

委員長 しかし要件として対象が3戸以上の農家とあるので、1農家でなくてももう少し束になって進めていこうという考え方があるのでしょうか、そうとすれば、市としてこういう品種をこの地域の強みにしていこうといったようなある程度のブランドプランがあつていいような気がするんですよね。できたなら何でもいいというのではなくて、この品種なら勝負できそうだとか、そういうのがないとなかなか受け手の方も受けて立っていかないのかなと気がするんですけど。

担当課 対象としては、認定農業者個人でも可能ですし、3戸以上の農家が集まって組織する団体でも可能ですけれど、3戸以上でやる場合には、共同利用の施設、機械が対象でして、同じ生産品目を作る農家で集まって、1つの農家では、負担が多すぎて買えない農機具をみんなで利用する、それに対して補助をするということもありますので、

個人でやっているところもあれば、何戸かで集まってやっているというところもあります。

委員長 県としてもあまり熱意を感じられるような政策ではなかったという印象が否めないですね。他に質問ありますか。無いようですのでこれで終わりにします。ありがとうございました。

委員長 それでは27、環境保全型農業直接支援対策事業補助金について、要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 環境保全型農業直接支援対策事業補助金についてですが、概要については、お手元のパンフレットに書いてあるのですが、地球温暖化防止や生物多様性保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して補助金による直接支援を行うものです。補助に当たりましては、国の補助の範囲ですが地方が予算の措置した場合に国が補助しますということになっております。10a当たり県と市を併せて4千円の補助になりまして、取組内容としましては、支援対象取組としたもの、共通取組というのがありますがカバークロップでありますとか、畑に緑肥となる蓮華等を植えることによって肥料として、化学肥料や農薬を低減した取組等に対するものや、化学肥料や農薬を5割減にずる取組や有機農業の取組に対して補助をします。印西市で行っているのは、有機農業とカバークロップです。この調書に書いてあるとおり23年度は2件で市の補助金額は9万7千6百円、24年度が3件で25万4百円、25年度は3件ですけど取組内容で1農家が辞められまして9万3千円の予算になっております。

委員長 それでは、質問させていただきます。

委員 補助採択は市が行ってそれに基づいて県が補助金を出すということですか。県が補助採択するのですか。

担当課 手続きが非常に複雑でして、国が直接農家に支払いますので、その申請書類はすべて市が書類を審査して国にあげています。また、県は別の手続きがありますので、市で農家が作成した申請書類を確認していますので、受付をして書類を確認して国や県にあげています。

委員 受付イコール採択ですか。

担当課 事前に相談を受けた場合は、内容に不備があったり、この取組では出来ないということであれば伝えますけれども、書類があがってくればその場で申請受付という形です。

委員 国の出す制度ですけれども、国がお金を出すから補助の内容が決まっています、これをやらないとだめですという形になっているので、なかなか地元レベルとしては使い勝手が悪い制度なのかなと思いますけれど、やはり地産地消を推進していきたい中で、消費者に訴えるものはあると思うんですよ。それを印西市独自の認定したエコ農産物ですというような制度ができれば、地産地消の力になると思いますから、検討してもらいたいと思います。

担当課 一応、時限的に平成27年度までになっております、国の制度として5年を一区切りでやっています、併せて県と市も終期となります。

委員 終期に向けて、市が単独で地元の消費者に訴えられるような制度が検討できるかどうかにかかってくると思います。

委員 今の話と関連するのですが、市としてはこの施策をどの様にしようと考えているのでしょうか。PR活動されたという話はありませんが、今後はどの様にしていくのでしょうか。

担当課 環境保全型農業に取り組む農家は市内で3件で、非常に少ないのですが、この制度を利用しないから環境に配慮した農業をやっていないかという、そうでもないわけで、市としては総合計画等に環境に配慮した農業の推進ということで、県の制度を活用したり、市だけではなかなか取り組めないで、関連する市や農協と協力しながら環境保全に対応した農業をこれから推進していきたいと考えております。

委員 それはわかりますけれど、市としてはある程度の方向性はあるということですか。

担当課 先程、市として独自の認定制度というお話が出ましたが、専門的な職員の配置が必要になりますので、人材が確保されて体制を整えば市として積極的に推進というのが考えられるのですが、現状ですと、国や県の制度を活用しながら行っていくという状況であります。

委員 私の最初の質問で、これをもう少し使ってもらおうようにしていこうかという様にならないですか。

担当課 いろいろな場面で農家にPRをして、こういう制度を活用したいという方もなかにはいらっしゃるかもしれませんが、この制度を活用していくということであれば市としては改めてPRしていきます。

委員 少し矛盾を感じるのですが、これはこれで制度としていいのですが、実際実行すると難しいという話があったので、市の独自の施策はないかなと思ったのですが、それをやろうとすると人材が足りないとなると、どこをどう解決していけば良い方向に向かうというのが無いのではとなってしまいます。人材が足りないからというのはしょうがないですけど、何か別の施策を考えないと解決しないのではないかと思います。

委員 事前の質問の回答を見ると、他の市もそんなに活用している数字にはなっていないように見受けられますけど、その中でも印西市は、少ない方ですね。条件が厳しすぎるということであれば、例えば市で単独で上乘せするとかインセンティブを考える方法はないのかどうか、新たに認定制度をとると体制が大変だとは思いますが、方向性としては間違っていないと思うのですね。ただ、制度があるから細々とやっているだけだとなかなか印西市の発展がないので、他の施策もそうですけど、中期的な方向性を作って、例えば有機農業を推進するという柱は重要だと思うのですよね。それに向けて農家にとって魅力ある施策に仕立て上げられないものかと、そういう方向で頑張ってもらいたいと思います。

委員長 昨年までやっていた田んぼが今年は休みだなということがよくあるのですが、3年くらいすると草どころか木が生えていて、もう復帰は難しいだろうなという感じはするのですが、ああいう田んぼでカバークロップという考えは使えないのですかね。ようは簡単な作物を作って、雑草とか木が生えないように施策に対して使えないでしょうか。

担当課 この環境保全型農業を活用する場合は、販売というのが条件でして、例えば田んぼであれば、そこでカバークロップをやってその後に稲やその他の作物を作付、収穫して販売するという流れがないと、この補助ができない状況となっております。

委員長 販売出来る作物を考えられるといいのですが。なかなか使いにくい補助金ですよ。

委員 有機農業でやると、経費は相当違いますか。

担当課 経費というよりも手間がかかる、その分面積ができないので通常の値段で売っては、売上げが下がってしまうというような状況だと思います。

委員 それだからなかなかやろうという手が上がらないと思うのですが、有機農業をやるというのは難しいですよ。

担当課 近年、新規就農者が有機方法で1つ1つの面積は少ないのですが、たくさんの品目を作って、季節の野菜を箱に入れて宅配する方もいるのですが、その中の1人が先程

申しました3件のうちの1件ですけれども、手続きが非常に煩雑で品目が多くなれば多くなるほど膨大な量の書類を作成していただかなくてはならないということで、1件の農家は、手続きが煩雑なので田んぼでやる水稻のみ申請しますというようなことで今回あがってきた経緯があります。

委員 手続きが煩雑ということによるものであれば、それをどうにか簡単にしていけないのでしょうか。

担当課 担当者の集まりの際に、国には手続きを簡素化してほしいと要望しているのですが、なかなか進まない状況です。

委員長 他に質問はありますか。無ければこれで終わりにします。ありがとうございました。

委員長 それでは28、印西農産物ブランド化推進事業補助金について、要領よく簡潔に説明をお願いいたします。

担当課 印西農産物ブランド化推進事業補助金についてご説明させていただきます。お配りしております、補助金等調書の1補助金交付の目的ですが、農産物のブランド化及び地産地消を推進するために生産から販売までを支援して、園芸産地の活性化を図るということを目的としています。また、この補助金のメニューとして新品目導入事業、生産力強化事業、農産物加工促進事業、今年度取り組んでおります農産物販売促進事業の4つがあります。次に24年度の予算計上の算出の基礎でございますが、補助金のメニューの中の新品目導入事業につきましては、ソラマメ種苗を購入する経費として計上しました。農産物加工促進事業、これは、とうがらしを一味とうがらしに加工する機械整備の経費として予算計上しました。農産物販売促進事業ですが、とうがらし、ソラマメ、にんにくの認証シールの作成の版代の補助として予算計上しました。次に24年度の実績でございますが、予算額36万6千円に対して8万1千436円の支出ということで執行率が20%程度になっております。支出しましたのは、新品目導入に係るソラマメの種苗代として、1万9千586円、もう1つが農産物加工促進事業として、唐辛子の加工、フードプロセッサの補助として6万1千850円でございます。当初予定していた農産物販売促進事業が何故できなかったかということ、それぞれ生産研究会が立ち上がってしまして、そこから申請がされなかったということで、その内容については、とうがらし、ソラマメ、にんにくの生産が思うようにできなかった等の理由により申請がされず、補助金の支出ができませんでした。補助の効果ですが、地元農産物の消費拡大、地産地消の推進を図り、安全・安心で高品質な農産物を消費者に提供することにより、地域農業の活性化に資することがある程度できたのではないかと考えております。補助金交付の終期につきましては、それぞれ3品目、生産研究会を立ち上げて生産しているところですが、市としましては3年を目

途として今後どのようにしていきたいか方向性を判断したいと考えております。また、地産地消の推進に当たりましては、推進検討委員会という組織がありまして現状の課題や推進策等について検討していただいて対応してきたいと考えております。次に担当課の判定ですが、現状維持で継続にチェックしていますが、この5つの中から選ぶところとなりますが、担当としては縮小して継続の間に検討という項目を入れていただければよかったかと思えます。それから調書の近隣市類似補助金の状況ですが、八街市、富里市を除く市が印西市と同じような考えの基に補助金の制度があるということでございます。以上で説明を終わります。

委員長 それでは質問させていただきます。

委員 近隣市に限らずこの補助金の成功例はありますか。

担当課 ブランド化だったり、その取組の成功事例というのは、今、具体的に申し上げることはできませんが、あると思えます。印西の農地の現状といいますと、広大な農地で同じ品目を生産できるような所になっておりませんので、少量、多品目で様々な方に生産していただいておりますので、安定的な市場への供給ということを考えますと、難しいところが出てきていると思えます。

委員 これは市の施策ですよ。

担当課 市の単独事業です。

委員 どの様に行って、どこを目的としているのかわからないのですが。4つの補助金のメニュー全てに力を入れようとしていますか。

担当課 市のブランド化戦略、地産地消の推進につきましては、ブランド化戦略計画や地産地消計画を取りまとめたりしています。平成22年3月に策定しました市の農産物ブランド化戦略の中で、全国展開していく品目として、先程申し上げました、とうがらしとソラマメがございます。それに向けて補助事業を整備しました。

委員 新しいものじゃないとだめですか。少量多品目が印西市の特徴ということですが、今の多品目の中では、ブランド化になるようなものがないという判断ですか。現在あるものを更に良くするという考え方はないのでしょうか。

担当課 ブランド化戦略を立てる時には、市内で生産される農産物がどれくらいか調べました。当時は、新たな農産物のブランド化を目指していこうという考えがございましたので、先程申しました3品目について市として全国展開を図るようにしようと思えま

した。

委員 わかりました。新しいものを作ることを否定しているわけではないのですが、いいものもいっぱいあるのではないかと思いますので。生産物強化に関しては、例えばブランド化するには、これくらいの規模を生産しないとブランド化できないという目安はありますか。

担当課 本来は、作付計画がないといけないのですが、具体的に現状を申しますと、とうがらしについては、作付が23年度60aでございます。収量は1,440kgくらいです。

委員 そうではなくて、これくらい作れないとだめという最低収穫量があると思うのですね。それと今の印西市の少量多品目という状況とうまく整合できそうですか、というのが私の質問です。今の印西市でできそうな状況にあるのですか、これから考えていくのですか。

担当課 事業着手から3年経ったわけですけれども、この2年間、主としてそれぞれの生産研究会にお任せしてきた経緯もありますので、このままだとせつかく市で取り組もうとしたブランド化もこの先どうなるかわかりませんので、県に相談しながら、営農的な指導とか、もっと作付を希望している農家がいれば声をかけたりして、ブランド化を進めていきたいと考えております。

委員 成果を出すために、どういう手順でやっていけばいいのか、というのを無駄の無いようにやってほしいと思います。詳細がよくわからないのですが、手を広げすぎているか、計画が曖昧すぎているかに見えてしまいますので、もっとしっかりしたものにして成果を出してほしいと思います。

委員 着手してから3年間でかなりご苦労されているのはわかるのですが、今の印西市の少量多品目という現況の中で、ブランド化というのが合っているのか、ということ自体を掘り下げて考えなければいけないと思います。ブランド化という以上競争力が必要です。では、こういうものの競争力とは何か、普通は品質や味や価格です。ブランド化すれば価格は上がるとして、どのように作るかです。今ある印西市の作物の中で品質が他より優れているものがどれだけあるかと、他と同じようなものをこれから品質、味を上げることが可能かということを考えないと無理ではないかと思うのです。テレビとかで見ますが、ブランド化というと研究所とか大学の研究室とかと共同して新しい味を作ったりしています。そういうことが印西市の中でどうしたら可能かということ考えた方がいいと思います。25年度の中身を見ると、直売所において袋を配るということですが、袋を配ることがブランド化でしょうか。間接的にはいいのか

もしれませんが、さみしい感じがしますね。どの程度効果があるのかと思います。そもそも、袋を配るといのは、直売所への支援になると思いますが、直売所で負担するのは厳しいのですか。

担当課 ブランド化推進事業の中に、いくつかメニューがありまして、農産物販売促進事業は、地産地消を推進するという観点がありまして、袋については、印西市のマスコットキャラクターインザイクンを袋に印刷しまして、まず地元の農産物を地元の方に消費していただくPRを兼ねています。

委員 PRをすることに補助金を出すということですね。何枚くらい出すのですか。初めに版を作って版代を補助して、その後は、直売所が自分で刷ることは可能ですか。

担当課 枚数は120万枚です。

委員 何年分くらいですか。

担当課 1年分くらいです。

委員 そんなに使いますか。印西市の人口が10万人いないですけど。

担当課 例えば農家がトマトを200g1袋に入れて棚に置く時の袋ですので、買物袋ではなくて、通常スーパーとか直売所に並んでいるトマトやキュウリ等が入る特殊な加工がされた袋です。

委員 1年で使いきるとなると、来年度以降も補助金でまかなうのですか。

担当課 補助した分が使いきった後は、版代も補助の対象になっていますので、直売所が活用して希望があれば自己負担で作っていただくようになると思います。

委員 そうすると、26年度の予算は、今のところ候補として何かありますか。

担当課 袋については、ありません。版代についても今回作ったものを使っていただくようになります。

委員 また、別に考える必要があるということですね。

担当課 地産地消という事業を進めるに当たっては、この事業以外の事業についても考えていきたいと思っています。

委員 個人的な意見としては、地産地消とブランド化は相反すると思います。印西市の特徴の1つとして成田空港が近くにありますので、日本でなくて世界に目を向けてもらって、世界のどこかに行った時に印西産のそらまめやとうがらしを多く食べられているというような展開も面白いかと思います。何がブランド化の成功かというのは難しいかと思いますが、少ない予算でもいいので研究はしてってもらいたいと思います。この補助金制度が継続していくのは、あきらめないという意味ではいいのかなと思います。ただ、印西市としてどちらに力を入れるべきかと考えると、地産地消ですかね。千葉ニュータウンがあって、農家と消費者が近接してあって、地元で採れた野菜を新鮮なうちに地元の人が食べるというところに印西市としてはもっと力を入れていく方がいいので、それぞれの施策として整理して事業として進めていてもらいたいです。

委員 ブランド化は難しいと思いますが、とうがらし、ソラマメ、にんにくに限らずいろいろな種類の作物を作って、どれが印西の地に合うのかを選ぶのがいいのではないのでしょうか。もっと有効な手段、計画をもってブランド化を進めてもらいたい。

委員長 市町村ごとにどんな特産物があるか絞り込むのは前提としてあって、その上でいろんなイベントみたいのものに出して、知名度を上げる。最近ですと大震災の後に、岩手県の宮古市がさんまを東京まで持ってきて、みんなに配っていますよね、そうとう予算の持ちだしはあると思いますが、知名度が上がってブランド化になっていますよね。そうすると、相当な覚悟を持って取り組まないとブランド化は難しいのかなと思います。この補助金をつけた程度ではなかなか知名度は上がらないでしょうね。予算はかかるでしょうけど、思い切ったイベントをやらないと難しいかなと思います。

委員長 他に質問はありますか。

委員 地産地消ですが、これくらいの生産量とか、どれくらい地元で消費されているとか数字で把握されていますか。

担当課 食料自給率という形で表しますと、カロリーベースで申し上げますと、約60%が印西市の食料自給率です。全国で見ますと39%です。

委員 それが目安ですか。

担当課 地元の農産物を地元の人がどれくらい消費しているかについては、正確な数字は把握しておりません。

委員 わかりました。

委員長 他に質問ありますか。無いようですのでこれで終わりにします。ありがとうございました。

担当課 先程の24農業経営基盤強化資金利子補給補助金、25農業近代化資金利子補給補助金の審議の際に、質問のありました借換についてですが、農協に確認したのですが、農業経営基盤強化資金、農業近代化資金とも全額繰上償還すれば、借換は可能だそうです。

委員長 ありがとうございました。

委員長 それでは、まずは24農業経営基盤強化資金利子補給補助金の今後の方向性を決定したいと思います。

委員 私は、廃止です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私も、縮小して継続です。

委員 私は、廃止です。

委員長 私も、廃止です。

委員会の意見としては、廃止と縮小して継続の両意見ということになります。  
次に、25農業近代化資金利子補給補助金の今後の方向性を決定したいと思います。

委員 私は、縮小して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員 私は、廃止です。

委員長 私も、廃止です。

委員会の意見としては、現状維持で継続、廃止で、縮小して継続が少数意見になります。

次に、26輝け！ちばの園芸産地整備支援事業補助金の今後の方向性を決定したいと思えます。

委員 私は、廃止です。

委員 私は、拡大して継続です。

委員長 県の方の制度が終わりますが、単独で継続ということですか。

委員 単独で継続ということです。

委員 私は、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員 私も、廃止です。

委員会の意見としては、廃止で、拡大して継続が少数意見になります。

次に、27環境保全型農業直接支援対策事業補助金の今後の方向性を決定したいと思えます。

委員 私は、拡大して継続です。

委員 私も、有機農業を目指すべきだと思えますので、拡大して継続です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私も、現状維持で継続です。

委員長 私も、現状維持で継続です。

委員会の意見としては、現状維持で継続が上で、拡大して継続の両意見になります。

最後に、28印西農産物ブランド化推進補助金の今後の方向性を決定したいと思えます。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、印西市はブランド化は難しいと思うので、整理統合です。

委員 私は、現状維持で継続です。

委員 私は、縮小して継続です。

委員長 私は、拡大して継続です。

委員会の意見としては、現状維持で継続を上にして、整理統合、縮小して継続、拡大して継続の意見になります。

委員長 委員長 それでは、本日のヒアリングはすべて終了しましたので、以上で第5回補助金等評価委員会を終了します。ご協力ありがとうございました。

平成25年9月13日に行われた第5回印西市補助金等評価委員会の会議録は、事実と相違ないので、これを承認する。

会議録署名委員 藤澤 進

会議録署名委員 神沢 學